意見招請に関する公示

次のとおり実施要領を作成しましたので、意見を招請します。

2026年11月13日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

１．　**業務名称**：　　乗用自動車（タクシー）利用契約（2027～2029年度）

　　調達管理番号：　26a00790

２．　**意見の提出方法**

　　(1) 提出期限：　意見招請実施要領１．２）のとおり
　　(2) 提出先：　　意見招請実施要領１．１）のとおり

３．　**その他**：　　「意見招請実施要領」のとおり。

以　上

意見招請実施要領

業務名称：　　**乗用自動車（タクシー）利用契約（2027～2029年度）**

調達管理番号：　　**26a00790**

2026年11月13日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

独立行政法人国際協力機構では

乗用自動車（タクシー）利用契約（2027～2029年度）

について、企画競争　　（電子入札システム利用）

により受注者を選定する予定です。

つきましては、現在検討を行っている業務仕様書（案）等を公表し、同案に対する意見を募集することとしましたので、下記要領により業務仕様書（案）等に対するご意見をお寄せください。

１．　部署・日程等

１）窓口

国際協力調達部　契約推進第三課

電子メール宛先：　e_sanka@jica.go.jp

２）日程

項目	提出期限、該当期間	備考
意見書の提出	2026/11/30(月)　　正午（必着）	
意見書への回答	2026/12/8(火)　　16時以降	

２．　業務仕様書（案）等の配布・閲覧

該当なし。

３．　業務内容説明会の開催

該当なし。

４．　意見書の提出

「意見書」 に記入のうえ、電子データ（Excel形式）でのご提出をお願いいたします。

１）提　出　期　限　：　１．２）日程参照

２）メ ー ル 件 名　：　【意見提出】　　26a00790　　_（法人名）_業務仕様書案

３）提　　出　　先　：　１．１）記載の電子メール宛先

４）意 見 書 様 式　：　当機構ホームページに掲載された様式のうち、「質問書」（Excel形式）を適宜修正して作成願います。

JICAHPリンク：　様式 質問（回答）

５．　意見書への回答

提出期限までに提出いただいたご意見及び回答については、以下のサイト上に掲示します。
なお、意見がなかった場合には、掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ

→「調達情報」→「公告・公示情報」→「物品の調達・役務の提供等」

https://www.jica.go.jp/about/announce/buppin/koji2026.html

６．　参考見積書の作成・提出にかかる協力依頼

該当なし。

７．　その他関連情報

電子入札について JICA 電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方はお早めにご準備ください。

１）認証局発行の IC カード及びカードリーダーの準備 詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用 者登録）」をご参照ください。認証局によりますが、IC カードの発効には 2～4 週 間かかります。

２）団体情報の登録及び「業者番号」の入手 電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICA の団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要 となります。なお、同登録には、7～10 営業日かかります。

【団体情報登録】

JICAHPリンク：団体情報の登録について

３）電子入札システムの利用方法については、当機構ホームページの「電子入札システム　ポータルサイト」をご覧ください。

JICAHPリンク：電子入札システム　ポータルサイト

４）当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、株式会社うるるへ委託しています。同者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。

本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/chotatsu/2025/__icsFiles/afieldfile/2025/09/18/20250918.pdf

以　上

別紙１：　業務仕様書（案）
別紙２：　本意見招請において特に意見を求める点について
別紙３：　運賃及び料金表
別紙４：　適合証明書（案）

別紙１

業務仕様書（案）

１．総則：この業務仕様書は、受注者が独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）から受託する乗用自動車（タクシー）の利用が適正かつ円滑に実施されるよう、その内容及び方法を定めるものである。

２．業務の目的：　JICA の職員等の深夜業務後の帰宅及び急務発生時の移動等における職員の安全かつ安定した輸送確保を目的とする。

３．担当部署：JICA 総務部総務課

４．契約期間：2027 年 4 月 1 日～2032 年 3 月 31 日

５．業務内容：以下の業務を実施するものとする。

（１）料金後払いチケットの供給

JICA 総務部総務課の請求に基づき、料金後払いチケット（タクシーチケット）を指定の場所に納入する。なお、チケットの請求があった場合、必要な数量を請求日を含む 3 営業日以内に納入する。

（２）電話・アプリ・Web 等による配車

JICA より配車の依頼を受け、電話・アプリ・Web 等を通じた配車を行う。なお、配車にかかる時間の目安として、JICA 本部（千代田区二番町 5-25　二番町センタービル）の場合、依頼を受けてから平常な道路状況時に 15 分以内で配車することとする。

（３）精算業務

タクシー料金請求書を月末締めで翌月の 10 日（土日祝日の場合は翌営業日）までに利用したタクシーチケット及び明細書（利用日、チケット番号、高速料金、合計金額等を明記）を添付の上、提出する。

６．特記事項

（１）本業務に関して、事務取扱手数料はかからないものとする。

（２）契約期間中に、国土交通省の認可等によりタクシーの運賃体系（初乗り

運賃、加算運賃等を含む。）が変更された場合は、当該変更後の運賃を適用するものとし、必要に応じて JICA 及び受注者が協議の上、契約内容を変更するものとする。

（３）受注者は、事故が発生した時には、自己の責任において一切の対応を行うものとする。この場合において、受注者は、事故発生の翌営業日午前中までに、事故の事実及びその時点での対応状況につき、JICA 担当者に連絡すると共に、最終的な対応結果について書面で報告する。

（４）本契約履行上で知り得た情報を、本契約の目的以外に使用又は、第三者に開示もしくは漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じることとする。

以上

別紙２

本意見招請において特に意見を求める点について

今回、以下（１）から（６）について特に意見を求めます。
それ以外の点についても、ご意見やご質問がありましたら忌憚なくご連絡ください。

（１）業務仕様書（案）「５．業務内容（１）料金後払いチケットの供給」について
料金後払いチケット（紙チケット） 以外に、電子チケット、法人向けアプリ、その他の代替手段がある場合は、その概要と導入条件及び利用実績等についてご教示いただくとともに、適切な運用方法に関するご意見をお聞かせください。

（２）業務仕様書（案）「５．業務内容（２）電話・アプリ・Web 等による配車」について
JICA 本部（東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル）からの配車依頼について、平常時における配車可能時間及びサービス提供体制をご教示ください。 また、仕様書（案）では配車依頼から 15 分以内の配車を想定していますが、本条件の妥当性及び実現可能性についてご意見をお聞かせください。あわせて、夜間・早朝や繁忙期における対応可能な配車体制についてもご教示ください。

（３）業務仕様書（案）「５．業務内容（２）電話・アプリ・Web 等による配車」について
特別区・武三交通圏において、貴社が供給可能な車両台数（協力会社及び提携事業者を含む場合はその旨明記）をご教示ください。
また、そのうち車椅子利用者等に対応可能なバリアフリー対応車両の台数についてもあわせてご教示ください。
さらに、災害発生時、交通障害発生時及び繁忙期における配車確保体制についてご意見をお聞かせください。

（４）業務仕様書（案）「６．特記事項」について
契約先の法人に対して設定可能な利用限度額（1 回当たり、月額、契約期間中等）がある場合は、その内容をご教示ください。 また、利用限度額に関する一般的な運用方法や留意事項についてご意見をお聞かせください。

（５）業務仕様書（案）「６．特記事項（１）」について
特別区・武三交通圏におけるタクシー運賃は関係法令及び国土交通省の認可等に基づき設定されるものと承知しております。一方で、法人契約においてタクシー利用料金とは別に発行手数料、事務手数料、管理手数料、システム利用料その他の費用が発生する場合は、その内容及び算定方法をご教示ください。
また、法人向けタクシー利用契約における一般的な料金体系及び契約形態についてご意見をお聞かせください。

（６）適合証明書（案）について
適合証明書（案）に記載する入札参加者に求める要件及び証明を求める事項について、要件の妥当性、証明の可否、過度な参入障壁となる可能性の有無等の観点からご意見をお聞かせください。
また、要件の変更、追加又は削除が望ましい事項がございましたら、具体的な理由とあわせてご教示ください。

運 賃 及 び 料 金 表（金額はすべて消費税 10%込）

項目	車種	詳細	料金（円）	
距離制運賃	普通車	初乗り	1km	○○円
		加算	232m ごとに	○○円
	大型車	初乗り	1km	○○円
		加算	232m ごとに	○○円
時間距離併用運賃	普通車	時速 10km 以下で走行した場合 85 秒ごとに	○○円	
	大型車	時速 10km 以下で走行した場合 85 秒ごとに	○○円	
時間制運賃	普通車	初乗り	60 分まで	○○円
		加算	30 分ごと	○○円
	大型車	初乗り	60 分まで	○○円
		加算	30 分ごと	○○円
迎車回送料金		1 回につき	○○円	
予約料金		1 回につき	○○円	

乗車券取扱い手数料			無料　または　○○円 ※紙のチケットと Web・アプリ予約により料金が異なる場合は明記する
有料道路通行料			実費　または　その他
深夜・早朝割増		深夜 22:00～翌日 5:00 まで	○割増
割引運賃		障がい者割引	○割引
		遠距離割引 9,000 円を超える金額について ※運賃メーター表示額が 9,000 円を超えた場合、適用されます。	○割引

適用方法

1　車種区分

車種区分は次による。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した場合における車両の長さによる。

（1）特定大型車

道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員９名以上のもの。ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。

（2）大型車

道路運送車両施行規則第２条に定める普通車のうち乗車定員８名以下のもの、又は身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員７名以上のもの。

（3）普通車

道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く）以下のもので乗車定員８名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員８名以下のもの、又は同条に定める普通自動車及び同条に定める小

型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員６名以下のもの、又は同条に定める軽自動車のうち乗用自動車、及びリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。

2　距離制運賃

（1）運賃及び料金の算出は、運賃メーターによる。

（2）運賃メーターは、次の高速道路料金専用距離精算機能を有するものでなければならない。

　ア　高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用メーターの積算が停止し、距離制メーター（時間停止）のみが積算される機能を有するもの。

（3）距離制運賃は、実車キロにより計算する。

（4）時間距離併用運賃は、走行時速１０キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。

　ただし、高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（旅客の都合により車両を待機させる場合を除く）は適用しない。

（5）割増は、距離制算出とする。

（6）迎車回送料金は、運賃メーターの表示額とする。

3　時間制運賃

（1）時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

（2）時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。

（3）時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引のみ適用する。

4　運賃の割引

（1）障害者割引は、次による。

　ア　割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日付厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という）とし、当該手帳の提示があったときに適用する。

　イ　割引対象運賃は、障害者自身が乗車した区間の運賃とする。

　ウ　運賃額は、距離制は運賃メーター表示額又は時間制は上記３（２）により算出した運賃額に料金表で定めた値を乗じ、１０円未満の端数を切り捨てた額の合計とする。

（2）遠距離割引が適用される場合の運賃額は、運賃メーター表示額のうち９，０００円を超える額に料金表で定めた値を乗じ、１０円未満の端数を切り捨てた額の合計とする。
（3）障害者割引と遠距離割引を重複して適用される場合の運賃額は割引制度ごとに求められる割引額の合計を運賃メーター表示額から減じた額とする。

5　適用する営業区域

特別区・武三交通圏

別紙４

2026 年　月　　日

独立行政法人 国際協力機構
　契約担当役
　理事　殿

事業者住所：
事業者名称：
代表者役職：
代表者氏名：　　印

申　請　書

「乗用自動車（タクシー）利用契約」に関し、契約条件に適合することを証明するため、適合証明書を提出いたします。

適合証明書

条件	回答 （ ○ 又は × ）
１．営業許可・事業規模	
東運輸局の認可を受けており、営業区域が「東京特別区（23 区）・武三交通圏（武蔵野市及び三鷹市）」であること。	
自社または提携事業者を含む供給可能台数が300台以上であること（最新時点）。 ※協同組合による場合は、構成事業者の合計台数とする。 ※普通車に加えて大型車も配車可能な場合、右欄に「大型車配車可」と記載のこと。	
２．タクシーチケット及びサービス提供体制	
料金後払い方式のタクシーチケット（紙又は電子）が利用可能であること。また、当機構からの請求に応じ、必要数量を、請求日を含め３営業日以内に納入できる体制を有すること。	
電子チケット又はデジタル管理システムを有している場合は、その利用が可能であること。	
本契約に係る事務手数料が発生しないこと。	
３．配車・運行体制	
24時間365日配車が可能であること。	
配車依頼（電話、Web等）に対応可能であること。 ※右欄に対応可能な依頼方法を記載のこと。	
配車依頼から概ね15分以内にJICA本部（二番町センタービル）へ配車可能な体制を有すること。	
４．車両・料金対応	
ETC搭載車の配車が可能であり、ETC割引が適用されること。	
５．事故対応・安全管理	
自社の責任の有無に関わらず、事故発生時の対応、補償等に関する交渉の仲介を行う体制を有すること。	
事故発生時には、翌営業日午前中までに当機構担当者に報告できる体制を有すること。	
６．請求書	
タクシー料金の請求は月末締めとし、翌月10日（休日の場合は翌営業日）までに提出できること。	

請求書には以下の内容を明記した明細書を添付すること： 利用日 チケット番号 乗車区間（可能な範囲） 高速料金等内訳 合計額	

＜適合証明書に対する照会先について＞

事業者名称　　：

担当者名　　：

電話番号　　：

メールアドレス：

- 適合証明書に添付する書類

・ 国土交通省関東運輸局が発行する一般乗用旅客自動車運送事業の認可証の写し

・深夜早朝割増、迎車料金等について確認できる資料（パンフレット等の写しで可）

適合証明書に関する留意事項

- 車両の保有台数について

法人事業者の協同組合は、「参加事業者数、事業者名」を確認できる一覧表等を提出してください。また、個人タクシーの協同組合は「支部名及び事業者数」を確認できる一覧表等を提出してください。　（様式は任意）

- ＥＴＣ搭載車について

ＥＴＣの装着台数について、それが証明できる書類（パンフレット等の台数（装着台数と全台数）が記載されている部分の写し可）を添付してください。

以上

適合証明書に添付する書類

・　国土交通省関東運輸局が発行する一般乗用旅客自動車運送事業の認可証の写し

・深夜早朝割増、迎車料金等について確認できる資料（パンフレット等の写しで可）

適合証明書に関する留意事項

(２)車両の保有台数について
　法人事業者の協同組合は、「参加事業者数、事業者名」を確認できる一覧表等を提出してください。また、個人タクシーの協同組合は「支部名及び事業者数」を確認できる一覧表等を提出してください。　（様式は任意）

（７）ＥＴＣ搭載車について
　ＥＴＣの装着台数について、それが証明できる書類（パンフレット等の台数（装着台数と全台数）が記載されている部分の写し可）を添付してください。

以上